

静岡空港における航空機と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定についての一部改正について

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定による「静岡空港における航空機と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（平成21年5月28日公示第2号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

令和元年9月3日

清水税関支署長 森 ゆかり

記

記書の表中（交通場所）

「

1. 静岡空港旅客ターミナルビル2階出国待合室から、1番スポット又は2番スポット用の搭乗口を通り、各スポットに駐機する航空機に至る通路。

」を

「

1. 静岡空港旅客ターミナルビル2階出国待合室から、1番スポット、2番スポット又は3番スポット用の搭乗口を通り、各スポットに駐機する航空機に至る通路。

」に

「

2. 1番スポット又は2番スポットに駐機する航空機から各スポット固定橋を通り静岡空港旅客ターミナルビル2階検疫ブース及び入国審査ブースを経て1階税関入国旅具検査場へ至る通路。

」を

「
2. 1番スポット、2番スポット又は3番スポットに駐機する航空機から各スポット固定橋を通り静岡空港旅客ターミナルビル2階検疫ブース及び入国審査ブースを経て1階税関入国旅具検査場へ至る通路。

」に

「
3. 静岡空港第1ゲート出入口。ただし、1番スポット又は2番スポットに駐機する航空機との交通に限る。

」を

「
3. 静岡空港第1ゲート出入口。ただし、1番スポット、2番スポット又は3番スポットに駐機する航空機との交通に限る。

」に

「
4. 貨物ターミナルからエプロンに通ずる出入口。ただし、1番スポット又は2番スポットに駐機する航空機との交通に限る。

」を

「
4. 貨物ターミナルからエプロンに通ずる出入口。ただし、1番スポット、2番スポット又は3番スポットに駐機する航空機との交通に限る。

」に

改める。

記書の表中（積卸場所）

「
1番スポット及び2番スポット

」を

「
1番スポット、2番スポット及び3番スポット

」に

改める。

附 則

この公示は、令和元年9月15日から施行する。